九州大学附属図書館文献複写規程

平成 1 6 年度九大規程第 7 3 号制 定:平成 1 6 年 4 月 1 日 最終改正:令和 5 年 1 月 2 7 日 (令和 4 年度九大規程第 4 5 号)

(趣旨)

第1条 九州大学附属図書館における文献複写の手続及び複写料に関する事務の取扱いについて は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 前条の文献複写は、学習、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に受託する ことができる。

(申込)

- 第3条 文献複写を依頼しようとする学内者は、あらかじめ所定の申込書を附属図書館長又は各 分館長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 文献複写を依頼しようとする学外者は、あらかじめ所定の申込書を附属図書館長又は分館長に提出し、その承認を受けなければならない。

(複写料の納付)

- 第4条 前条の承認を受けた者は、次の各号に掲げる場合を除き、文献複写料を前納しなければ ならない。
 - (1) 別に定める文献複写料金後納制度により後納する場合
 - (2) ILL文献複写等料金相殺サービス(国立情報学研究所目録所在情報サービスにおける図書館間相互貸借システムを利用して発生する文献複写等の料金について、加入機関毎に一定の期間で依頼に伴う債務と受付に伴う債権の相殺を行うサービスをいう。以下「ILL料金相殺サービス」という。)により相殺する場合
 - (3) 学内の部局等の依頼でその経費を精算する場合
- 2 既納の複写料は、還付しない。

(種別及び複写料の額)

- 第5条 文献複写の種別及び複写料の額等は、別表のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、附属図書館長が特に必要と認めるときは、文献複写料及び通信運搬費の実費負担の全部又は一部を免除することができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、文献複写について必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年度九大規程第155号)

この規程は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成20年度九大規程第135号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年度九大規程第127号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年度九大規程第40号)

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和元年度九大規程第73号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和3年度九大規程第93号)

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

附 則(令和4年度九大規程第45号)

この規程は、令和5年1月27日から施行する。

別 表

種別	区分	学 内 者	学 外 者	
			ILL料金相殺サービスの参加機関	その他の機関
リーダープ リンターに よる複写料 金	A3判 以下 1枚につき	20円	5 0 円	60円
電子式複写 方式による 文献複写料 金	A3判 以下 1枚につき	20円	5 0 円	60円
電子複写方 式によるカ ラー文献複 写料金	A3判 以下 1枚につき	30円	6 0 円	7 0 円
貴重図書等 の撮影を伴 う文献複写 料金	A3判 以下 1コマにつ き	50円	80円	100円

備考 郵送料等の通信運搬費は、文献複写の依頼者において当該実費を負担すること。